

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団におけるコンプライアンスに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）におけるコンプライアンスに関し必要な事項を定め、もってその事業活動の公正かつ適正な運営及び財団の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(コンプライアンスに関する基本方針)

第2条 財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、社会規範、法令及び財団の規程を遵守し、社会的責任と公共的使命を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令、財団の規程、研究に係る固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) コンプライアンス事案 役職員に関わる法令及び財団の規程又は研究に係る固有の倫理その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

(コンプライアンスに関する役職員の責務)

第4条 役職員は、財団の基本理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

(コンプライアンスに関する理事長等の責務)

- 第5条 理事長は、財団におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化に努めるものとする。
- 2 業務執行理事は、財団の業務に関わるコンプライアンスの推進、充実及び強化を図るものとする。

(コンプライアンス事案の防止)

第6条 業務執行理事は、コンプライアンス事案を防止する観点から、財団の業務に関わるコンプライアンスに関する事項について把握し、役職員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修並びに周知を行うものとする。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、業務執行理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。